府職労　2015年度健康福祉支部緊急要求への回答（平成27年12月4日）

【１】欠員については、職場の実態を踏まえ、臨時的任用職員等を配置するなど、職員の負担軽減に努めているところ。

また、定年退職等に伴う欠員補充については、常勤職員による補充が原則であると認識しており、職員採用にあたっては、欠員補充の観点に加え、職員数管理目標における採用方針など、中長期的な視点も踏まえ、関係課と協議のうえ対応しているところ。